

1 本間 勝美 議員

- 1 町税納期の変更について
- 2 第2期岩内町子ども・子育て支援事業計画について
- 3 岩内町におけるマイナンバーカードについて
- 4 小・中学校教育の充実について



1 町税納期の変更について

令和元年度から、町税である個人住民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税及び国民健康保険税の納期が変更されました。町の大きな変更理由としては、今までの納期だと最後の納期と年度末が重なって、納め忘れていた方へ連絡するなどの整理期間がとても短く、未納が多く発生していた。整理期間を確保することで、納め忘れを解消し、税の公平性を保つために、納期を変更したと広報誌や納税通知書で町民に説明しています。

そこで、伺いますが、1、令和元年度の町税の納税状況は、令和元年度の最終納期と昨年度の最終納期の比較として、町税各税目ごと及び国民健康保険税それぞれの納税対象者数、収納率及び完納率についてどのようになっていますか。

2、2月末現在、整理期間対象者が完納した件数と未納件数はどのくらいになりますか。また、今後の予想として未納件数は昨年と比較しどのようになりますか。

3、1期あたりの納付額が増えることにより、納付が難しい方への相談を税務課窓口で対応していましたが、相談件数はどのくらいありましたか。また、その内容と対応結果は。

4、町税や国民健康保険税は公平性が重要ですが、町として町民の負担となる税をいかに適正にかつ低減するかも大事だと思います。

この方策の一つとして、岩内町1人あたりの年間療養諸費は、平成29年度453,080円で全道平均397,563円を大きく上回っています。この原因は、医療の進歩に伴う医療費の増加と健康診断を受けずに病状が悪化してから病院へ受診する等により、1人あたりの療養諸費が高くなるとされています。医療費の抑制、疾病の早期予防等の課題を解決する、具体的方策はありますか。

【答 弁】
町 長：

町税納期の変更について4項目のご質問であります。

1項めは令和元年度の町税の納付状況について、町税各税目ごと及び国民健康保険税の、昨年度と令和元年度の最終納期での納税対象者数、収納率及び完納率についてであります。

なお、完納率については納税者毎に各税目についての確認作業が膨大となるため、データとしての集計を行っておりませんので、平成30年度と令和元年度の最終納期の月末における現年度課税分の納税義務者数と収納率としてお答えをいたします。

個人町民税では、平成30年度最終納期の納税義務者数は、5,710人、収納率は88.7%、令和元年度最終納期の納税義務者数は5,622人、収納率は88.9%、固定資産税では、平成30年度最終納期の納税義務者数は4,927人、収納率は94.6%、令和元年度の最終納期の納税義務者数は4,907人、収納率は96.1%、都市計画税では平成30年度最終納期の納税義務者数は4,498人、収納率は96.0%、令和元年度最終納期の納税義務者数は4,480人、収納率は95.5%、軽自動車税では平成30年度最終納期の納税義務者数は2,703人、収納率は60.8%、令和元年度最終納期の納税義務者数は2,678人、収納率は58.4%、国民健康保険税では平成30年度最終納期の納税義務者数は1,701人、収納率は86.4%、令和元年度最終納期の納税義務者数は1,628人、収納率は85.4%となっております。

2項めは、2月末現在の滞納整理期間対象者が完納した件数と未納件数はどのくらいになるのか、また今後の予想として未納件数は昨年と比較して、どのようになるのか、についてであります。

滞納整理期間における滞納者については、自発的に納税相談に応じている方を除いて、1月下旬に当該滞納者に対して、現年催告書を送付し、納税の注意喚起及び滞納者との接触を試み、その担税力を把握した上で、滞納処分事務取扱要綱に基づき滞納処分を行い、早い段階での滞納の解消に努めているところであります。

滞納整理期間対象者としての集計や、当該対象者の完納や未納の区別、その件数の集計は行っておりませんが、本年1月下旬には、201名の方に現年催告書を送付しているところであります。

また、未納件数の把握につきましては、決算期に収入未済額として各税目毎にその額と件数を集計しておりますが、年度途中での集計は、随時税額の更正等があり、数値の変動が激しいため行っておりません。

決算期での収入未済額件数の今後の推移につきましては、決算期における現年度課税分に係る、現時点での各税目の収納率が、概ね前年度より微増の見通しであることから、昨年度よりは、減少するものと推定しております。

3項めは、納付が難しい方への相談を税務課窓口で開設していましたが、相談件数はどのくらいあり、その内容と対応結果についてであります。

納期変更後の納税者の納付相談につきましては、納付書の発送以降、随時、窓口で受け付けております。

その主な内容は、1期分の税額が高額になって納付が困難になるというものであります。

納付月が隔月になることを説明することで、大部分の納税者からは理解を得ることができたところであります。

また隔月でも納付が難しいという納税者や、国民健康保険税の納税者については、令和元年度3月末までに完納となるような計画の提案などを行ってまいりました。

税務課における、納付相談については生活困窮や収入状況の変化など様々な事由があり、それぞれの事由毎の件数については把握しておりませんが、相談を受けた後の対応につきましては、相談内容を担当内で共有し、徴収担当全員が同じ対応ができるよう配慮しているところであります。

4項めは、医療費の抑制、疾病の早期予防等の課題を解決する方策についてであります。

本町の国民健康保険加入者の1人あたりの医療費は、全道平均よりも14%程度高い状況にあり、将来にわたって国民健康保険制度を持続的に運営していくためには、医療費の適正化を図ることが重要であると認識しております。

そうしたことから、町といたしましては、平成29年3月に策定した岩内町データヘルス計画等に基づき、特定健康診査の受診率のさらなる向上を図るため、町内のかかりつけ医療機関との協力による検査データの情報提供を実施し、そのデータをもとに、保健師・栄養士による保健指導の取り組みを強化することで、生活習慣病などの重症化予防対策を実施しており、これらの積み重ねが中長期的に医療費の抑制につながるものと考えております。

いずれにいたしましても、医療費の適正化に係る方策は、まず自分の健康状態を把握し、適切な受診を促すことが重要であることから、引き続き、疾病の早期発見のため、受診率の低い重点年齢者に対しての自己負担額の無料化や、受診勧奨の強化など、特定健康診査等の受診率向上に向けた各種取り組みを進め、生活習慣病の発症予防、それから糖尿病等の重症化予防を重点施策として取り組んでまいります。

< 再 質 問 >

まず、はじめに、町税の納期の変更についての1番目です。

この中で、元年度の町税の状況の比較で、軽自動車税の平成30年度60.8%、令和元年度58.4%と回答しておりますが、ほかと比較してですね、なぜ、この項目だけが、こう、低いんでしょうかという部分、ちょっとお聞きします。

2点目です。4番目になります。

医療費の適正化を図ることが重要であると、町長のほうで認識しておりますと答えております。町政の執行方針にも、生き生きピンピンとした生活の実現を図るためには、身近に、安全に運動できる環境の整備、さらには、健康に関する正しい知識の普及や健康づくりのための健康寿命延伸プログラムの策定に取り組み、健康増進を図ってまいりますというふうに、町長はっております。

これを受けですね、健康寿命を延伸するのであれば、身近に安全に運動できる環境の整備を考えるべきと考えますが、前から私、いってますが、町民体育館にトレーニング器具などの導入などをすべきというふうに思います。体を積極的に動かし、健康になれば、医療費の削減にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

【答 弁】

町 長：

町税納期の変更について、2項目のご質問であります。

1項めは、軽自動車税の最終納期の収納状況が他と比較して低いのはなぜか、についてであります。

軽自動車税は他の税目と違い、納付書発送から最終納期までの期間がおよそ3週間となっており、他の税目より短いため、最終納期限時点での収納率が低いものと考えております。

2項めは、身体を積極的に動かし健康になれば、医療費の削減にもつながるのではないか、についてであります。

ご指摘のありました、健康づくりの推進につきましては、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けた取組を強化するため、身近で安全に運動できる環境整備をすることも盛り込んだ、健康寿命延伸プログラムの作成に着手してまいります。

また、町の国民健康保険事業で実施する施策といたしましては、疾病の早期発見のため、これまで通り特定健康診査のさらなる受診率向上を図り、生活習慣病の発症予防、糖尿病等の重症化予防を重点施策として、取り組んでまいります。

2 第2期岩内町子ども・子育て支援事業計画について

わが国における子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化、都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

岩内町においても、平成26年度に策定した第1期岩内町子ども・子育て支援事業計画が令和元年度に計画期間が満了になり、子どもが健やかに成長できるように、第2期岩内町子ども・子育て支援事業計画を策定しています。素案を町ホームページや役場1階ロビー、町内の保育所・幼稚園に設置し幅広く意見を聴き計画に活かすとしていました。

そこで、伺いますが、1、意見募集期間が、令和2年1月27日から2月17日となっていました。募集期間としては、適切だったでしょうか。私も印刷しましたが、57ページの莫大な量となっていました。

2、次の5つの意見の数と具体的記述内容についてどのようになっていますか。

1. 閲覧場所に設置の回収箱。
2. 郵送。
3. FAX。
4. 電子メール。
5. 直接持参。

3、第2期岩内町子ども・子育て支援事業計画素案を策定するにあたり、保護者に子育てに関するアンケート調査を令和元年5月31日から6月21日まで行ったとあり、素案の20ページにニーズ上位にあがっている子育て支援策に関して、現在の取り組みに関する精査を行うとともに、新たな取り組みの検討を行うなど充実を図る必要があると記述していますが、ニーズの上位である次の4点の新たな取り組みの検討はどのようになっていますか。

①幅広い年代の子どもと一緒に出掛けやすく楽しめる公園・遊具を整備してほしい。

②幅広い年代の子どもと一緒に出掛けやすく楽しめる屋内施設を整備してほしい。

③小中学校でかかる費用を軽減してほしい。

④安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい。

4、今回の素案の47ページ、専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実について、伺います。

項目は、(1) 児童虐待防止対策の充実。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進。

(3) 障がい児施策の充実とありますが、最近、小中学校の不登校児童生徒数が増加し、固定化して義務教育の9ヵ年で登校していない現状があり、学校現場でも苦慮していると聞いています。このような事例は、専門的な支援を要する子どもや家庭への支援に当てはまりませんか。また、当てはまらないとすれば、町または教育委員会が不登校児童生徒への専門的かつ具体的な支援を行うための計画を策定すべきと思いますが、いかがでしょうか。

【答 弁】
町 長：

第2期岩内町子ども・子育て支援事業計画について、4項目のご質問であります。

1項めの、第2期岩内町子ども・子育て支援事業計画に対する意見の募集期間と、2項めの、意見の回収方法別の数と具体的記載内容については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

本計画は、子どもが健やかに生まれ育つことができるよう、子ども・子育てに関する支援策を講じるための計画であり、広く住民の意見を求め、意見を反映させるため、岩内町パブリックコメント実施要綱に基づき、意見募集を行ったものであります。

この実施要綱においては、計画に対する意見の募集期間を30日以上設けることとなっておりますが、町民等に義務を課し、又は権利を制限するような条例等でなければ、募集期間の下限を20日まで短縮することを可能としていることから、意見の募集期間を1月27日から2月17日までと設定したところであり、提出された件数も、閲覧場所に設置の回収箱から5件、直接持参が1件、あわせて6件の意見が寄せられておりますので、募集期間に大きな問題はなかったものと考えております。

次に、意見の具体的な内容についてであります。地域子育て支援センターの整備と運営に関することや、保育所における保育サービスの充実、就学前児童向けの遊具の整備、ワクチンの助成などであります。

3項めは、第2期岩内町子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、保護者に子育てに関するアンケート調査を行い、その調査のニーズ上位にあがっている子育て支援策に関して、新たな取り組みの検討はどのようになっていますか、についてであります。

はじめの、幅広い年代の子どもと一緒に遊べる公園・遊具の整備と、次の幅広い年代の子どもと一緒に遊べる屋内施設の整備につきましては関連がありますので、あわせてお答えします。

このような回答が多かった理由としましては、本町において設置している公園の遊具が就学前児童を対象にしているものが少ないことが理由として考えられており、そのため、今後、整備予定であります新たな保育所に併設予定の地域子育て支援センターにおいては、就学前児童を対象とした屋内施設や遊具について整備する予定となっております。

次に、小中学校でかかる費用を軽減してほしい、についてであります。

教育委員会に確認したところ、本町の小中学校での就学において必要となる主な費用は、教材費、体育実技用具費、給食費、生徒会費、クラブ活動費などであり、教材費やスキー授業、総合学習に係る費用の一部を助成し、保護者の負担軽減を図っているほか、就学援助の対象となる保護者には必要な援助を行っており、新たな支援については、現段階において実施する予定はないとのことあります。

次に、安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい、についてであります。

本町の地域医療体制については、岩内古宇郡医師会の協力による休日当番医制や、岩内協会病院における救急医療や小児医療体制が確保されており、こうした医療体制を維持するため、岩内協会病院に対する財政支援を行っておりま

す。

今後も、こうした医療体制を維持するため、岩宇4カ町村が一体となり必要な支援を行うとともに、医療体制の整備において、医師確保は最も重要な課題でありますので、国や北海道などの関係機関に対して医師確保のための要請活動を粘り強く実施し、子どもや地域住民が安心して医療サービスを受けることができる体制の整備に努めてまいります。

4項めは、学校現場で苦慮している不登校児童への支援は、専門的な支援を要する子どもや、家庭への支援に当てはまらないのかと、不登校児童生徒への専門的かつ具体的な支援を行うための計画の策定についてであります。

本計画につきましては、子ども・子育て支援法の規定により、国の基本指針に即して、定めることとなっており、国の基本指針において、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実について支援すると定めておりますが、不登校児童に対する支援については定めていないことから、本計画には、不登校児童に対する支援について記載しなかったものであります。

しかしながら、不登校児童に対する支援は学校現場において重要な課題となっており、児童生徒本人や保護者の抱えている悩みや不安、家庭環境等によっては、学校だけではなく、教育委員会や町、さらには、児童相談所などの専門的知識を有する関係機関と連携した取り組みが求められているところであります。

こうした状況を踏まえ、本計画は様々な問題や状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとしていることから、不登校児童に対する支援についても、学校や教育委員会からの協議を受け、岩内町子ども・子育て会議の意見を伺いながら、本計画への掲載について検討してまいりたいと考えております。

また、教育委員会における不登校児童生徒への対策につきましては、岩内町立小中学校不登校対策連絡会を活用し、関係機関との連携を図りながら児童生徒個々に応じた取り組みを推進するとともに、不登校児童生徒本人及び保護者の抱えている悩みや不安を解消するため、スクールカウンセラーを配置するなど、学校復帰に向けた取り組みを実施しており、現段階において、不登校児童生徒への専門的かつ具体的な支援計画の策定については、検討していないと教育委員会から伺っております。

< 再 質 問 >

2番目の回答の中には、閲覧場所、設置の回収箱5件、直接持参が1件、6件の意見が寄せられておりますので、募集期間に大きな問題はなかったと答えてます。これではですね、期間が短く、ページ数も多ければ、少なくなるのは当然だと思いますが、いかがでしょうか。

4番目です。

児童生徒本人や保護者の抱えている悩みや不満、不安、家庭環境等によっては学校だけではなく教育委員会や町、さらには児童相談所などの専門的な知識を有する関係機関と連絡した取り組みが求められているところでありますと答えております。

現在ですね、不登校児童生徒数、平成27年14名。これは、3か月以上の連続というふうに聞いておりましたけども、28年度21名、29年度21名、30年度22名、令和元年26名と、これはちょっと、増加傾向になってるんじゃないかなと思います。この背景には、小学校から不登校で、中学校でも不登校になったとか、兄弟が、兄弟姉妹が不登校で本人も不登校になった、また、兄弟や姉妹が不登校として卒業して本人も不登校になった、小学校や中学校に入ってから不登校になった、様々なケースがあると思いますが、学校、教育委員会との連携はもとより、もっと民生部の介入が必要と考えます。現在ある岩内町立小学校、小中学校不登校対策連絡会と、岩内町児童支援ネットワーク協議会は開催しておりますが、もっと連携して家庭に突っ込んだ取り組みが必要だと思います。実際に、上の2つの会議は何回くらい開催しているのでしょうか。

それから、計画の中にですね、ソーシャル、スクールソーシャルワーカーの導入も検討してほしいというふうに要求しておきます。要望しておきます。

【答 弁】

町 長：

この度の意見募集については、ホームページや防災無線、広報紙などにおいて、広く意見を求めるとともに、募集期間についても周知しているところであり、岩内町パブリックコメント実施要綱の設定以降、実施した他の計画等の意見募集の結果と比較しても提出された件数が多いことから、意見募集期間の設定には大きな問題はないものと考えております。

3 岩内町におけるマイナンバーカードについて

マイナンバー制度は、国民の利便性の向上、行政の効率化及び公平・公正な社会の実現といった大きく3つの目的を達成するため、番号法などの法律等に基づき平成27年より実施されています。しかし、導入されてから約4年たっても利便性への不満や情報漏えいへの不安も根強く、取得率向上につながっていません。

管内の学校現場にも、令和元年12月末現在、令和2年3月末現在で、公立学校共済組合の組合員及び被扶養者に申請・取得状況の調査が入ってきました。

政府は、国・地方の公務員に本年度末までにカードの取得を強く求めています。さらには、交付を申請しない理由を尋ねたり、カードの保有者にはキャッシュレス決済でのポイント還元など本来の目的から大きく外れてきているのではないかと危惧しています。

そこで、伺いますが、①今回の国の取り組みについては、どのように考えますか。

②岩内町のマイナンバー取得率は。令和2年2月末現在。

③岩内町役場職員の取得率は。令和2年2月末現在。

④今後、町民へ取得の普及はどのように行いますか。

本人が取得に応じないケースは、町としてどのように対処しますか。

【答 弁】

町 長：

岩内町におけるマイナンバーカードについて、4項目のご質問であります。

1項めは、今回の国の取り組みについては、どのように考えますか、についてであります。

地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得などの取り組みについては、国民にマイナンバー制度のメリットを実感していただけるデジタル社会を早期に実現するための国による取り組みの1つであり、また、こうした官民挙げての取得促進に関する取り組みにより、今後、交付申請件数が増加していくことが予想される中で、自治体におけるカード交付事務を平準化させ、カードの円滑な交付に資するという側面をあわせ持っているものと考えております。

町では、これまでもマイナンバー制度の目的や内容について、住民の方々がより理解を深めていただけるよう、また、制度利用にあたっての不安の解消や混乱の防止などに努めてきたところであり、安全・安心な制度運用と利便性向上に資することが自治体の責務であると考えていることから、今後も、国による一連の取り組みの中で、町が担うべき役割に応じ、着実にその責務を果たしてまいりたいと考えております。

2項めは、岩内町のマイナンバー取得率は、についてであります。

令和2年2月末現在における取得率は、12.65%となっております。

3項めは、岩内町役場職員の取得率は、についてであります。

令和2年2月末現在における岩内町役場職員の取得状況については、交付申請を行った者の割合となりますが、20.00%となっております。

4項めは、今後、町民への取得の普及はどのように行いますか、本人が取得に応じないケースは、町としてどのように対処しますか、についてであります。

1項めでもお答えいたしましたとおり、地方自治体の役割は、住民の方々がより理解を深めていただけるよう、国における一連の取り組みの中で町が担うべき役割に応じ、着実にその責務を果たしていくことと考えており、今回の国による取り組みに関する町の対応といたしましても、これまでと同様に、窓口・電話・町広報・防災行政無線など、様々な方法により、その役割を果たしてまいりたいと考えております。

また、本人が取得に応じないケースへの対応についてであります。マイナンバーカードの取得については、あくまでも本人の意思により申請するもので、取得義務は課されていないものと認識しており、厚生労働省や国税庁などの省庁からも、各種申請時等において、個人番号が未記入の場合であっても罰則や不利益等が生じることはない旨の見解が示されております。

したがって、今回の地方公務員等の一斉取得に関する国の取り組みにつきましても、カードの取得を強制するものではないことから、町職員に対する対応も住民の方々と同様であり、本人が取得に応じないケースでも、交付を申請しない理由を尋ねるなどの事実上の強制となるような対応は行わないものであります。

< 再 質 問 >

③の岩内町役場職員の取得率です。20.00%となっていましたが、地方自治体の役割は住民の方々がより理解を深めるためにも、もう少し努力をすべきと考えますので、このへん要望しておきます。

※岩内町におけるマイナンバーカードについての再質問については、要望のため、町長答弁はしておりません。

4 小・中学校教育の充実について

1、教職員の働き方改革。

岩内町立学校における働き方改革アクションプラン。1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする。部活動休養日を全ての部活動で実施する。定時退勤日を月2回設ける。時間外縮減週間を年2回設ける。を策定し、教育委員会と学校が連携を深めながら、教職員の働き方改革に向けた取組を推進しています。岩内町における働き方改革アクションプランの現状は、どのようになっていますか。

また、学校現場での働き方改革の一環で他町村において、タイムカードの導入や時間外留守番電話機の導入が4月から始まりました。岩内町において、導入などの検討はされましたか。

2、義務教育学校。

岩内町の教育諸課題、学力・体力の向上、家庭学習の定着などを、9ヵ年を見据えた中で統一した指導ができる学校体制の確立と保護者が家庭教育を推進できる教育環境の構築が強く求められています。

岩内町においても、平成30年6月設立の岩内町学習環境推進計画検討委員会において町が推進する教育の方向性を明確にした計画を策定しています。

そこで伺いますが、①平成30年第4回定例会で、前町長の義務教育学校設置の見解では、今後の町づくりに大きな影響を及ぼすので、長期的な視点に立ち、町づくり、財政運営など関連する部局において、あらゆる角度からの検討が必要なので、教育委員会と連携を密にし、調整を図りながら、総合的に判断すると答えております。

木村町長の現在の見解は。

②平成30年6月義務教育学校の実現性などを協議検討する学校関係者で組織する岩内町学習環境推進計画検討委員会を設置していますが、現時点での進捗状況は。そして今後は、どのようになっていますか。

③令和元年度で義務教育学校基本構想及び基本計画策定業務委託料10,012,000円を計上しておりましたが、この委託結果の詳細はどのような方法で、いつ頃公表されるのでしょうか。

【答 弁】

町 長：

小中学校教育の充実について、4項目のご質問であります。

2項めは、義務教育学校設置に対する町長の現在の見解についてであります。

私としては、新たな岩内町の進むべき方向性を決めるにあたり、町政に関する情報を提供し、町民の皆様の声が町政に反映できるよう、幅広い方々の声を聴く機会の確保に取り組むとともに、ご意見・ご要望にしっかりと耳を傾け、ニーズを踏まえながらの事務事業の取捨選択に取り組む決意であり、義務教育学校においても、町民の皆様への丁寧な説明、情報の共有など、同様の取り組みが、必要と考えております。

したがいまして、義務教育学校の導入については、こうした取り組みを進める中で、令和2年度中において、判断してまいります。

【答 弁】

教育長：

1 項めは、教職員の働き方改革についてであります。

はじめに、岩内町における働き方改革アクションプランの現状についてであります。

1 週間あたりの勤務時間が、60 時間を超える教職員をゼロにするための取り組みとして、各学校において会議や行事、業務内容を見直し、教職員の勤務時間に対する意識化を図り、職員会議や資料印刷にかかる時間の短縮などを行い、超過勤務の削減に努めております。

また、中学校の部活動につきましては、月曜日から金曜日の間に1日、土曜日と日曜日のどちらか1日の、1 週間にあわせて2日を休養日としております。

定時退勤日につきましては、年間を通して曜日を定めたり、行事などを勘案して月ごとに定めるなど、それぞれの学校において取り組んでおります。

さらに、時間外縮減週間を設け、令和元年度は夏季と冬季の長期休業期間中に設定しております。

次に、タイムカードや時間外留守番電話機の導入は、検討されましたか、についてであります。

タイムカードや時間外留守番電話機を導入することは、いずれも、教職員の勤務時間の把握や長時間勤務の解消に有効な手法であると認識しております。

各学校では、教職員の出退勤を客観的に管理できるよう、昨年12月から校務用システム内のタイムカード機能を使用し、校長等が時間を把握できるよう、検証を行っております。

本年4月からは、この機能を使用して教職員の出退勤管理に取り組んでまいります。

また、時間外留守番電話機の導入につきましては、令和2年度中の導入に向けて検討をしており、緊急時の対応などについて、保護者や地域住民の理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、教職員が健康で勤務し、児童生徒と向き合う時間の確保に向けて、保護者や地域住民などの協力も得ながら取り組んでまいります。

3 項めは、岩内町学習環境推進計画検討委員会を設置し協議検討を行っていますが、現時点での進捗状況は、そして今後はどうなっていますかについてであります。

施設一体型義務教育学校の設置につきましては、平成30年6月に設立した、岩内町学習環境推進計画検討委員会を、令和元年12月までに12回開催し、建設候補地の協議や目指す学校像の設定に向けてのグループワーク、先進地視察の結果報告などを重ね、施設一体型義務教育学校を設置することが、町の教育にとって、有益かつ適切な教育施設となるため、施設一体型義務教育学校の設置を推進すると方針が決定し、これを受け、教育委員会としても推進することにいたしました。

こうした中、各学校においては、全教職員が強い参画意識を維持した中で施設一体型義務教育学校の設置を見据えた、小中一貫教育のさらなる発展に努めるため、適切な情報提供や意見交換等の充実を図るなど、理解を深めるための様々な取り組みを進めているところであります。

また、教育委員会では、施設一体型義務教育学校の設置事業費と既存学校を

活用した場合の改修事業費に関するコスト比較や児童生徒数並びに教職員の推計など、専門的な角度からの調査をもとに、長期的な展望も含めた町の教育ビジョンの根底となる、義務教育学校基本構想及び基本計画の策定に取り組んでいるところであります。

こうしたことから、今後の取り組みといたしましては、施設一体型義務教育学校の必要性や参画意識を高めることを目的とした、PTA役員や保護者に対する説明会等、様々な取り組みを進めるとともに、関連する部署と情報などを共有する中で、あらゆる見地から、総合的に協議検討を進めてまいりたいと考えております。

4項めは、義務教育学校基本構想・基本計画策定業務の委託結果の詳細はどのような方法で、いつ頃公表できるのかについてであります。

義務教育学校基本構想及び基本計画策定業務につきましては、令和2年3月23日を期日として委託業務の発注を実施しているところであり、現在、基本構想及び基本計画案の最終的な調整に入っているとの報告を受けております。

こうしたことから、今後は、3月中旬を目途に基本構想及び基本計画案について、岩内町学習環境推進計画検討委員会での熟議を行ったのち、関連する所管委員会等への報告などを進め、令和2年4月下旬を目途に基本構想及び基本計画を周知できるよう事務を取り進めてまいりたいと考えております。

なお、周知の方法といたしましては、PTA役員や保護者に対する説明会及びホームページを活用してまいります。

< 再 質 問 >

義務教育学校についてです。

木村町長は、義務教育学校において、令和2年度中に判断するとお答えしております。

町内の保育所、東山保育所築47年、中央保育所41年で老朽化が著しく、現状のあいだに大規模な改修が必要であり、施設の長寿命化にも限界があり、新保育所の供給開始を令和5年度として準備を進めております。それと同様に、各町内の小中学校は、保育所同様、東小では築47年、西小43年、一中48年、二中41年、これは、また、ちょっと調べましたけども、こんな年数になっております。築40年以上がこのように経過して、大規模改修や耐震改修はされているものの音楽室が雨漏りで応急措置をしてる学校があり、教室の網戸もなく、窓の開閉もままならず我慢をしている実態。これは、施設の長寿命化にも限界に達しているというふうに思います。

これから、岩内を支えていく子どもたちが夢と希望をもって勉強できる環境を整えてほしいと思います。

町長には、スピード感をもった早めの決断を強く要望します。

※小・中学校教育の充実についての再質問については、要望のため、町長・教育長答弁はしておりません。